

# 大村市立玖島中学校 いじめ防止基本方針

R6.5.23 改正

## 【学校基本方針の目的】

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

### （定義）

**第2条** 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （いじめの禁止）

**第4条** 児童等は、いじめを行ってはならない。

### （学校及び学校の教職員の責務）

**第8条** 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### （保護者の責務等）

**第9条** 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

## 【めざす生徒像】

校訓：「敬愛」「規律」「自立」「健康」

学校教育目標：ものにする ものを言う ものに成る

- 敬愛 自らを大切にす、他の人を大切にす生徒
- 規律 時を守り、場を浄め、礼を重んじ、強い意志と正義を愛する生徒
- 自立 高い知性と情操を身に付け、自らに誇りと責任をもつ実行力のある生徒
- 健康 早寝・早起き・朝ご飯を励行し、体力・集中力・忍耐力・危険予知力のある生徒

## 【いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当教員、養護教諭で組織する。

- 日頃からの情報交換を密に行い、いじめ防止と早期発見に努める。
- 気になる事例があった場合は、担任等が確認後、教頭・校長に報告する。
- 必要に応じて、PTA・学校運営協議会・関係機関等との連携を図る。

## 【PTA 及び関係機関等との連携】

- 必要に応じて、本校区の民生委員・児童委員との連絡会を実施
- 必要に応じて適宜、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとの情報交換会を実施
- 定期的に PTA 三役（執行部）との情報交換を実施

## 《いじめ問題への取組》

### 【いじめの防止】

- 校内の指導体制の確立
  - ・全校職員が生徒の様子を観察し、学年部会や生徒指導部会において情報を共有する。
  - ・生徒アンケートによる実態把握と、その結果の分析及び改善策を検討し対応する。
- 教師の指導力向上
  - ・校内研修、いじめ問題に関する共通理解と共通実践を図り、観察力と対応力の向上を図る。
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
  - ・道徳教育の担当及び担任を中心に、計画的・効果的な授業を実践し、心の教育を推進する。
- 自己肯定感及び自己指導能力の育成
  - ・生徒会活動等で主体的な活動を仕組み自治力を育成し、自浄能力の向上を図る。
- 関係機関との連携
  - ・外部機関と学校との情報の共有や連携を図り、生徒・保護者の幅広い支援を行う。

### 【いじめの早期発見】

- 生徒指導部による月1回の「生活アンケートの実施」
  - ・月に1回「生活アンケート」を実施し、一人一人の生徒の様子を把握する。
  - ・訴え等があった場合は担任、学年所属の職員を中心に拙速を避け、迅速、丁寧に対応する。
- 年2回の教育相談の実施
  - ・1学期と2学期に教育相談を実施し、個別に人間関係について把握し、状況によっては連携し対応する。
- いじめ防止対策委員会、学年部会の充実
  - ・授業や休み時間、部活動中などの生徒の様子を観察・連絡を密にし、全職員で見守る。

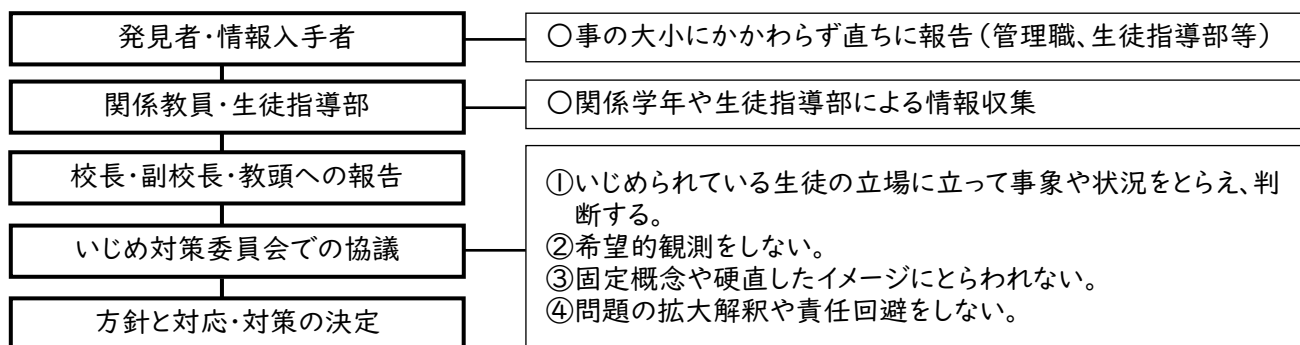
### 【いじめに対する措置】

- いじめの発見や通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、拙速を避け、迅速、丁寧に組織で対応する。(被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応)
  - ・いじめ、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
  - ・複数教職員による、速やかな事実確認及び再発の防止を行う。
  - ・ネット上の不適切な書き込み等について、直ぐに削除。必要に応じて警察等と連携を図る。
  - ・いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒・保護者への指導と助言等、争いを生じさせないための措置を講じる。また、個人情報の適切な管理を行う。
  - ・いじめられた生徒の保護(必要に応じて別室登校や市管轄の関係機関等)の措置を講じる。
  - ・いじめられた生徒が長期欠席を余儀なくされた場合については学習保障を確実に行う。(リモート授業、プリント配付、黒板の撮影等)

### 【重大事態発生時の対処】

- 「報告・連絡・相談」を密に行い、校長指導のもと、全職員が一丸となり対応していく。外部からの問い合わせにおける窓口は一本化し、教頭がそれにあたる。不必要な発言は控え、全教職員が共通した認識をもって対応する。
  - ・生徒や保護者からいじめの申し立てがあった場合は、早急に調査を実施し、重大事態と校長が判断した場合は、直ちに発生の報告を大村市教育委員会や関係機関に行う。
  - ・特にいじめが犯罪行為に値すると思われる事案については、大村市教育委員会の指示を仰ぎながら、躊躇することなく警察と連携して対応する。
  - ・いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、長期間の学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに大村市教育委員会に報告し、関係機関と連携し、迅速に対応する。

《いじめが発生した(いじめではないかと感じた)場合の対応》



**いじめられている生徒への指導**

(1) 指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②不安を除去し、安全を確保する。
- ③訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④苦しみを受容する。
- ⑤活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥対人関係の回復を支援する。
- ⑦自己主張への積極的支援を図る。

(2) いじめられている生徒に寄り添う指導

- ①いじめられている生徒に責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
- ②いじめ行為を止めさせることが先決である。

**<保護者への対応と連携>**

【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】

- ①通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
- ②誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】

- ①誠意が伝わる連絡をする。
- ②緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その後の対応】

- ①約束事を守る。
- ②面談や家庭訪問を継続する。
- ③学校と家庭が情報交換を密にする。

**いじている生徒への指導**

(1) 指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②カウンセリング・マインド
- ③いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ④いじめ行為の悪をわからせる。
- ⑤人権と生命の尊さをわからせる。
- ⑥健全な人間関係を育成できるように支援する。
- ⑦教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧指導を継続し、徹底させる。

(2) いじめられている生徒の気持ちをわからせる指導

- ①ロールプレイング(役割演技)の活用
- ②ロールレタリング(役割交換書簡法)の活用

**<保護者への対応と連携>**

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】

- ①家庭訪問をして事実関係を確認する。
- ②いじめられている子どもの状況を知らせる。
- ③必要以上に原因を追及しない。
- ④子どもとの関わり方について助言する。
- ⑤今後の学校の指導方針や対応について理解してもらう。

【対応するときの留意点】

- ①保護者の気持ちを理解する。
- ②誠意ある態度で臨む。

**観衆(心理的同調者)の生徒への指導**

- ①いじめへの同調はいじめ行為であることを理解させる。
- ②いじめを受けている生徒の気持ちを理解させる。
- ③ストレスの除去に努める。

**傍観者(無関心者)の生徒への指導**

- ①いじめは自分にとって無関係ではないことを理解させる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気をもたせる。
- ③傍観は加担と同じであることに気づかせる。

**学級全体への指導**

- ①話し合い等を通じていじめを考える。
- ②心の教育の充実を図る。
- ③見て見ぬふりをしない。
- ④自らの意志による行動をとれるようにする。
- ⑤好ましい人間関係をつくる。
- ⑥教師の姿勢を示す。
- ⑦学級の連帯感を育てる。
- ⑧正義を行き渡らせる風土を培う。

《いじめ問題への取り組みについてのチェックポイント》

指導体制	(1)	○いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践にあたっている。
	(2)	○「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図っている。
	(3)	○いじめについて訴えがあったときは、正確かつ迅速な事実確認の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
	(4)	○いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。
未然防止	(5)	○お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等の充実に努めている。特に「いじめは絶対に許されない行為」との認識をもち、いじめる側が悪いという、明快な一事を毅然とした態度で指導している。
	(6)	○いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実に努めるとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導・支援を継続している。
	(7)	○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
	(8)	○生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を行っている。
	(9)	○教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする事のないよう、細心の注意を払っている。
早期発見・早期解消	(10)	○生徒の実態把握について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
	(11)	○校内に生徒の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する生徒には、不安や悩みの解消に向け、適切に働きかけている。
	(12)	○教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校内外の専門家を活用している。
	(13)	○いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
	(14)	○いじめられている生徒に対しては、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っている。
	(15)	○いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
	(16)	○いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。
家庭との連携	(17)	○年度始め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るように努めている。
	(18)	○いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を図っている。
	(19)	○学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
	(20)	○PTA や地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。

## 《いじめ等に関する主な相談窓口》

相談窓口	電話番号	相談時間
玖島中学校「いじめ相談窓口」	0957-53-3401	8:00~16:30(月~金)
24時間子ども SOS ダイアル (文部科学省・長崎県教育センター)	0120-0-78310 メール相談窓口→ soudan@news.ed.jp	24時間対応
こころの電話 (長崎子ども・女性・障害者支援センター)	095-847-7867	9:00~12:00, 13:00~15:00 (月~金)
ヤングテレホン (長崎県警察本部少年課)	0120-786741	9:00~17:45(月~金)
こども人権110番 (長崎地方法務局)	0120-007-110	8:30~17:15(月~金)
大村市教育委員会学校教育課 教育相談室	0957-53-4111 (内線383)	10:00~17:00(月~金)
大村市少年センター	0957-54-6405	8:30~17:15(月~金)